

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | |
|----------|-------------------------------|
| 化学品の名称 | 0. 05mol/L(N/10) よう素溶液 |
| 製品コード | C7-21 |
| 整理番号 | C7-21-12 |
| 供給者の会社名称 | 林 純薬工業株式会社 |
| 住所 | 大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2番12号 |
| 担当部門 | 試薬化成品本部 企画グループ |
| 電話番号 | 06-6910-7305 |
| E-mail | shiyaku_kikaku@ml.hpc-j.co.jp |
| URL | http://www.hpc-j.co.jp/ |
| 緊急連絡電話番号 | 06-6910-7305 |

2. 危険有害性の要約

| | |
|----------|---|
| GHS分類 | |
| 物理化学的危険性 | 金属腐食性物質 区分1 |
| 健康有害性 | 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分外 皮膚感作性 区分1 生殖毒性 区分1B+授乳影響 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(甲状腺) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(甲状腺 全身毒性 皮膚) |
| 環境有害性 | 水生環境有害性(急性) 区分3 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。 |

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

H290 金属腐食のおそれ
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H332 吸入すると有害
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H371 甲状腺の障害のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による甲状腺、全身毒性、皮膚の障害のおそれ
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

他の容器に移し替えないこと。(P234)
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
妊娠中、授乳中は接触を避けること。(P263)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
 環境への放出を避けること。(P273)
 保護手袋を着用すること。(P280)
応急措置 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)
保管 施錠して保管すること。(P405)
 耐腐食性内張りのある耐腐食性容器で保管すること。(P406)
廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物
 化学名又は一般名 0. 1N よう素溶液

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|----------|----------|-----|----------|-----|-----------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| よう素 | 約1.3% | I | | | 7553-56-2 |
| よう化カリウム | 約2.5% | KI | 1-439 | | 7681-11-0 |

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし
 労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 沃素及びその化合物(法令指定番号:606)

4. 応急措置

- 吸入した場合** 空気の新鮮な場所に移し、安楽に待機させ、窮屈な衣服部分を緩めてやる。ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合** 汚染した衣服、靴、靴下を脱がせ遠ざける。接触した身体部位を多量の水と石鹼で洗うこと。
 医師の診断、手当てを受けること。
- 眼に入った場合** 直ちに清浄な流水で15分以上洗眼する。
 医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合** 直ちに多量の水を飲ませる。
 口をすすぐこと。
 医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

- 消火剤** 水噴霧、粉末消火薬剤、二酸化炭素、泡消火薬剤、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤** 高压棒状放水
- 特有の危険有害性** 火災時に刺激性もしくは有毒なフェーム又はガスを発生する。
- 特有の消火方法** 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
 移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に消火する。

消火を行う者の保護 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外は近づけない。

立ち入る前に、密閉された場所を換気する。

作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な保護具を着用し、風下で作業を行わない。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。

本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

砂又は不活性吸着剤を撒いて、できるだけ掃きとり密閉できる空容器に回収し、安全な場所に移す。

回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。

長時間または反復のばく露を避ける。

漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分に作る。

作業後は容器を密栓し、うがい手洗いを十分に作る。

取り扱う場合は局所排気内、又は全体換気の設備のある場所で取り扱う。

安全取扱注意事項

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

排気用の換気を行うこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

環境への放出を避けること。

保管

安全な保管条件

施錠して保管すること。

直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。

安全な容器包装材料

遮光した気密容器

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|---------|----------|-----------------------------|-----------------------------------|
| よう素 | 設定されていない | 0.1ppm(1mg/m ³) | TWA 0.01ppm(IFV), STEL 0.1ppm (V) |
| よう化カリウム | 設定されていない | | |

設備対策

取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

呼吸器の保護具

防毒マスク、自給式呼吸器

手の保護具

不浸透性保護手袋

眼の保護具

保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具

不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态

液体

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 形状 | 液体 |
| 色 | 赤褐色 |
| 臭い | 僅かに特異臭 |
| 臭いのしきい(閾)値 | データなし |
| pH | 2.9(25℃) |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲 | 情報なし |
| 引火点 | データなし |
| 蒸発速度 | 情報なし |
| 燃焼又は爆発範囲 | データなし |
| 蒸気圧 | 情報なし |
| 比重(密度) | 1.00g/cm ³ (20℃) |
| 溶解度 | 水に易溶 |
| 動粘性率 | データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--------------------------|
| 反応性 | 情報なし |
| 化学的安定性 | 通常の取扱い条件では安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | 強酸、強酸化剤と激しく反応する。金属と反応する。 |
| 避けるべき条件 | 日光、熱。強酸、強酸化剤、金属との接触。 |
| 混触危険物質 | 強酸、強酸化剤、金属 |
| 危険有害な分解生成物 | よう素、カリウム酸化物 |

11. 有害性情報

| | |
|-----------------------|--|
| 製品として | |
| 急性毒性 | データなし |
| よう素として | |
| 急性毒性(経口) | ラットのLD ₅₀ 値(EPA TG 870.1100)として、315mg/kg(EPA Pesticide(2006))、14,000mg/kg(PATTY(6th, 2012))との2件の報告がある。これらのデータはそれぞれ区分4と区分外とに該当するので、LD ₅₀ 値の小さい方の区分4とした。新たな情報源(PATTY(6th, 2012)、EPA Pesticide(2006))を追加し、区分を見直した。 |
| 急性毒性(経皮) | ラットのLD ₅₀ 値(EPA TG 870.1200)として、3,333mg/kgとの報告(EPA Pesticide(2006))に基づき、区分外(国連分類基準の区分5)とした。新たな情報源(EPA Pesticide(2006))を追加し、区分を見直した。 |
| 急性毒性(吸入:蒸気) | ラットのLC ₅₀ 値(EPA TG 870.1300)(4時間)として、0.363mg/L(=35ppm)との報告(EPA Pesticide(2006))に基づき、区分1とした。なお、本物質はGHSの定義における固体であるが、昇華性を有することに加え、LC ₅₀ 値が飽和蒸気圧濃度(4.108mg/L(=395ppm))の90%より低いいため、ミストを含まないものとしてppmを単位とする基準値を適用した。新たな情報源(EPA Pesticide(2006))を追加し、区分を見直した。 |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | ラットを用いた試験(吸入ばく露)において重度の浮腫、紅斑、落屑がみられ、腐食性を示すが、これらの影響は重度とは考えられないとの報告(EPA pestiside(2006))や、本物質の影響として皮膚腐食性あり(PATTY(6th, 2012))との記載があるが、ばく露時間や非可逆的影響についての記載はない。また、本物質の蒸気はヒトの皮膚に対して刺激性を示した(PATTY(6th, 2012))との記載や、局所作用として皮膚の水ほうを起こす(産衛学会勧告(1993))との記述がある。以上の結果から、区分2とした。 |
| 眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性 | 本物質の蒸気はヒトの眼や臉に対して刺激性を示した(PATTY(6th, 2012))との記載や、動物の粘膜に対して強度の刺激作用を示す(ACGIH(7th, 2001))との報告がある。以上の結果から区分2とした。 |
| 皮膚感作性 | 本物質は、日本産業衛生学会許容濃度勧告で感作性物質:皮膚第2群にリストアップされている(日本産業衛生学会許容濃度勧告(2014))。また、アレルギー性皮膚炎(PATTY(6th, 2012))や、アレルギー反応による発疹(ACGIH(7th, 2001))の報告があることから区分1とした。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 生殖細胞変異原性 | データ不足のため分類できない。In vivoデータはなく、in vitroでは、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陰性である(ACGIH(2008)、ATSDR(2004)、CICAD 72(2009))。 |
| 発がん性 | ACGIHでA4に分類されている(ACGIH(2008))ため、「分類できない」とした。 |
| 生殖毒性 | データ不足のため分類できない。なお、本物質に関するデータはなく、ヨウ素/ヨウ化物の動物に対する生殖/発生影響に関するデータは限られている。しかし、ヒトの症例報告は妊娠中の本物質の非常に過度の摂取量(報告された最も低い服用130mg/day)が新生児甲状腺腫/肥大を生じる場合があることを示している(CICAD 72(2009))。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 本物質の蒸気やミストは、ヒトの吸入ばく露で気道刺激性、咳、頭痛、胸部圧迫感、嘔吐、腹痛、下痢、経口摂取で、腹痛、嘔吐、下痢、胃腸管の腐食性傷害の報告がある(産衛学会許容濃度の提案理由書(1968)、ACGIH(2008)、CICAD 72(2009)、PATTY(6th, 2012)、HSDB(Access on eptember 2014))。実験動物のデータはない。以上より、本物質は気道刺激性を有するため、区分3(気道刺激性)とした。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | ヒトでヨウ素の慢性的な過剰摂取では、甲状腺の機能低下症、又は機能亢進症を引き起こす可能性があり(CICAD 72(2009)、ATSDR(2004))、8mg/kg/day(約560mg/day)超の極端な過剰量では甲状腺機能亢進を、それ以下では同機能低下症を生じる(ACGIH(2008))と記述されている。実験動物では自己免疫性甲状腺炎を多発する系統のラット、又は胸腺除去処置した汎用ラットに、いずれも0.05%のヨウ素を含む飲水を8週間又は12週間投与により、甲状腺重量増加、抗サイログロブリン抗体の増加を伴い、リンパ球浸潤の組織像を呈する自己免疫性甲状腺炎の頻度増加がみられた(CICAD 72(2009))。また、ラットに本物質を10週間混餌投与した試験において、0.015-0.23mg/kg/dayの用量範囲で用量相関性のある甲状腺重量及び抗サイログロブリン抗体の増加がみられた(CICAD 72(2009))。以上より、区分1(甲状腺)とした。 |
| よう化カリウムとして | |
| 急性毒性(経口) | データ不足のため分類できない。なお、マウスのLDLo値として、1,862mg/kgとの報告(PATTY(6th, 202))があるが、このデータのみでは分類できない。なお、List3情報として、ラットのLD ₅₀ 値として2,779mg/kgとの報告(GESTIS(Access on June 2015))があるが、引用元を確認できないため、分類には使用しなかった。 |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | データ不足のため分類できない。なお、詳細は不明であるが、ヒトへの急性の毒性症状として、顔・首の浮腫の記載がある(CICAD 72(2009))。 |
| 眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性 | ウサギを用いた試験において、本物質(3%溶液)を角膜に適用したところわずかな刺激性がみられ、刺激の程度は最大100に対し17であったとの報告がある(HSDB(Access on July 2015))。以上の結果から区分2Bとした。なお、長期連用による副作用として結膜炎、眼瞼浮腫などが記載されている(医療用医薬品集 2016(2015))。 |
| 呼吸器感受性 | データ不足のため分類できない。なお、本物質の長期連用による副作用として喘息発作が記載されている(医療用医薬品集 2016(2015))。 |
| 皮膚感受性 | データ不足のため分類できない。なおヒトに本物質の25%水溶液を適用した結果感受性はみられなかったとの報告があるが(GESTIS(Access on July 2015))、詳細不明であるため分類に用いるには不十分なデータと判断した。また、本物質の長期連用による副作用として発疹、じんま疹が記載されている(医療用医薬品集 2016(2015))。なお、日本産業衛生学会は、ヨウ素及びその化合物として皮膚感受性第2群としているが、全ての化合物が同定されているわけではないとの注意書きがある(日本産業衛生学会許容濃度の勧告(2014))。 |
| 生殖細胞変異原性 | データ不足のため分類できない。すなわち、in vivoデータはなく、in vitroでは哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陰性である(ATSDR(2004)、CICAD 72(2009))。 |
| 発がん性 | ヨウ素摂取と甲状腺がん発症との関連性については、複数の大規模疫学研究の結果、特にヨウ素欠乏の集団、風土病的な甲状腺腫多発地域など特定の集団ではヨウ素摂取量の増加が甲状腺腫瘍のリスク要因となるおそれのあることが示唆されたが、必ずしも全ての研究で発がんリスクの増加がみられたわけではなく、ヨウ素摂取と甲状腺腫瘍との関連性については、依然不明である(CICAD 72(2009))との記述、またヨウ素欠乏土壌に居住する住民の集団で、ヨウ素摂取の増加後に甲状腺がん、特に甲状腺乳頭がんの発生率の |

増加の報告もある(CICAD 72(2009)、ATSDR(2004))。実験動物では本物質を約50mg/kg/dayの用量で生涯経口ばく露(混餌)したラット雌雄に唾液腺腫瘍の発生(雌雄を合わせた統計検定でのみ有意な増加)がみられたのみであったとの報告(CICAD 72(2009))、並びにニトロソアミンでイニシエーション後にラットに本物質を経口(飲水)投与した2段階発がん試験において、甲状腺濾胞上皮細胞がんを誘発したため、プロモーション作用が示唆されたとの報告(CICAD 72(2009))がある。ACGIHはヨウ素、及びヨウ化物に対し、2008年にA4に分類した(ACGIH(7th, 2008))。以上より、本項は分類できないとした。

生殖毒性

ヒトでは摂取したヨウ素の体外への一排泄経路として、母乳中排泄があり、放射性ヨウ素を投与した研究結果から、吸収されたヨウ素の母乳への排泄率は甲状腺組織機能の状態により異なり、甲状腺機能亢進症の患者にヨウ化ナトリウム(Na123I)を経口投与後5.5日間に母乳中へ投与放射能の約2.5%が排泄されたとの報告(CICAD 72(2009))、同様に甲状腺機能亢進症患者で母乳中ヨウ素排泄率が約2.6%であったとの報告(CICAD 72(2009))があるのに対し、甲状腺機能低下症の患者では放射性ヨウ化ナトリウムを経口投与後41時間以内に投与放射能の25%が母乳中に排泄されたとの報告がある(CICAD 72(2009)、ATSDR(2004))。ヒトでのヨウ素過剰摂取による健康影響としては、甲状腺腫、甲状腺機能障害、新生児、及び小児ではそれに関連したクレチン症、脳機能障害などが、また成人では生殖器系への二次的影響として、子宮出血、無排卵を含め月経周期異常を生じる可能性がある(ATSDR(2004))との記述がある。一方、実験動物ではヨウ素を妊娠ラットの妊娠後半の12日間混餌投与(2,500mg/kg/day)した結果、母動物の25%が難産で分娩遅延をきたし、新生児死亡率の増加がみられたとの報告(CICAD 72(2009))、及び妊娠ウサギにヨウ化物(本物質かは不明)を分娩前の2日間経口投与(250mg/kg/day)で、新生児の2/3が死亡したとの報告がある(CICAD 72(2009))。以上、ヒトでヨウ素の過剰摂取により、甲状腺機能障害をきたし、二次的影響として月経異常など性機能への影響が生じる可能性があること、吸収されたヨウ素が母乳中に排泄されることの知見があること、母乳を介して新生児に移行したヨウ素が乳幼児の発達障害を及ぼす可能性が考えられる。ヨウ化物への過剰ばく露による生殖毒性のヒトでの証拠は十分とは言えず、本項は区分1Bとして、授乳影響の区分を追加した。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ヒト事例では、New York City Medical Examiners Office (USA) の報告によると、ヨードチンキ(ヨウ素をエタノールに溶かしたもので、添加物としてヨウ化カリウム(KI)が含まれる)の経口摂取による18例の自殺例があり、そのヨードチンキの濃度は、1,200-9,500 mg (17-120 mg/kg 体重)で、摂取後48時間以内に死亡が認められている他、本物質溶液(ヨードとして15 g)で自殺を試みたが回復したとの報告もある(CICAD 72 (2009)、ATSDR (2004)、PATTY (6th, 2012))。また、ヨードの急性過剰摂取は、一過性の甲状腺ホルモンの産生を低下させるとの記載がある(ATSDR (2004))。ヨウ化合物による症状として、致死量あるいは致死量近傍の毒性症状は、腹部痙攣、出血性下痢、消化管潰瘍、顔・首の浮腫、肺炎、溶血性貧血、代謝性アシドーシス、肝臓の脂肪変性、腎不全であるとの記載がある(CICAD 72 (2009))。(これらについては、詳細情報が記載されていないため、採用しなかった。)以上より、本物質は甲状腺への影響があり、区分1(甲状腺)とした。新たな情報を追加し旧分類を見直した。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

薬物治療に本物質を経口摂取した例でヨウ素疹がみられている。ヨウ素疹は、ざ瘡様膿疱を特徴とし、膿疱が合体した増殖性の結節病変が顔面、四肢、体幹などにみられた複数の事例があり、また、薬物治療に本物質を用いた例で発熱がみられた事例が報告されている。また、本物質の過剰な経口ばく露により、甲状腺機能低下がみられ、一方、甲状腺機能亢進を示す事例も報告されている(ATSDR(2004)、CICAD 72(2009))。このほか、長期連用による重大な副作用として、ヨウ素中毒として皮膚や甲状腺の病変のほか、喉頭炎、気管支炎、声門浮腫、喘息発作、唾液腺浮腫、耳下腺炎、胃炎、ヨウ素悪液質として、全身衰弱、心悸亢進、抑うつ、不眠、神経過敏などが記載されている(医療用医薬品集 2016(2015))。以上のように、皮膚、甲状腺のほか標的臓器の特定が困難な全身性の諸症状がみられた。したがって、区分1(皮膚、甲状腺、全身毒性)とした。

12. 環境影響情報

製品として

生態毒性

情報なし

| | |
|--|--|
| オゾン層への有害性 | データなし |
| よう素として | |
| 水生環境有害性(急性) | 甲殻類(オオミジンコ)による48時間EC ₅₀ =0.16mg/L(ECETOC TR91, 2003)であることから、区分1とした。 |
| 水生環境有害性(長期間) | 信頼性のある慢性毒性データが得られていない。無機化合物につき環境中の動態は不明であるが、急性毒性区分1であることから、区分1とした。 |
| 13. 廃棄上の注意 | |
| 残余廃棄物 | 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。 |
| 汚染容器及び包装 | 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |
| 14. 輸送上の注意 | |
| 国際規制 | |
| 海上規制情報 | IMOの規定に従う。 |
| UN No. | 3264 |
| Proper Shipping Name | CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N.O.S. |
| Class | 8 |
| Packing Group | III |
| Marine Pollutant | Not applicable |
| Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code | Not applicable |
| 航空規制情報 | ICAO/IATAの規定に従う。 |
| UN No. | 3264 |
| Proper Shipping Name | CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N.O.S. |
| Class | 8 |
| Packing Group | III |
| 国内規制 | |
| 陸上規制 | 該当しない |
| 海上規制情報 | 船舶安全法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 3264 |
| 品名 | その他の腐食性物質(無機物)(液体)(酸性のもの) |
| 国連分類 | 8 |
| 容器等級 | III |
| 海洋汚染物質 | 非該当 |
| MARPOL 73/78 附属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質 | 非該当 |
| 航空規制情報 | 航空法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 3264 |
| 品名 | その他の腐食性物質(無機物)(液体)(酸性のもの) |
| 国連分類 | 8 |
| 容器等級 | III |
| 特別の安全対策 | 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。 |
| 緊急時応急措置指針番号 | 154 |
| 15. 適用法令 | |
| 労働安全衛生法 | 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) |

| | |
|-------------------|--|
| | 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) |
| | 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) |
| 水質汚濁防止法 | 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) |
| 大気汚染防止法 | 排出規制物質(有害物質)(法第2条第1項3、政令第1条) |
| | 特定物質(法第17条第1項、政令第10条) |
| 外国為替及び外国貿易法 | 輸出貿易管理令別表第1の16の項 |
| 船舶安全法 | 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 港則法 | その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表) |
| 労働基準法 | 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) |
| 16. その他の情報 | |
| 参考文献 | 国際化学物質安全性カード(ICSC) 16918の化学商品(化学工業日報社) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 The Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH |
| その他 | 当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。 現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。 当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。 当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。 国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。 このSDSは林 純薬工業株式会社の著作物です。 当該物質の日本語によるSDSと他国言語にて翻訳されたSDSが存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。 |